

計画作成年度	平成23年度
計画主体	鹿児島県長島町

長島町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 長島町農林課
所在地 鹿児島県出水郡長島町鷹巣 1875 番地 1
電話番号 0996 (86) 1111 (内線 2143)
FAX番号 0996 (88) 5198
メールアドレス nourin05@town.nagashima.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ, カラス, ヒヨドリ
計画期間	平成23年度～平成25年度
対象地域	鹿児島県 長島町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1)被害の現状(平成22年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稻	102万円, 5ha
	原料用さつまいも	79万円, 9ha
	ばれいしょ	11万円, 1ha
	ソルゴー	11万円, 3ha
	不知火	206万円, 8ha
カラス	不知火	224万円, 13ha
	早生温州みかん	25万円, 3ha
ヒヨドリ	普通温州	19万円, 1ha
	早生温州みかん	16万円, 2ha
	不知火	774万円, 15ha
	ブロッコリー	93万円, 5ha

(2)被害の傾向

①イノシシ

町内全域で、年間通じて発生しており、水稻やさつまいも等のいも類の被害が多い。さつまいもは、8月頃からで、水稻は収穫期の9月～10月頃に侵入被害がある。果樹（不知火）関係では、町内全域で、特に収穫時期の1月から2月にかけて被害が目立ち、夏期には土中のミミズや蟬を食べるために、根元を掘り起こす等の樹体被害も発生している。また筍についても掘り起こし被害が発生している。

②カラス

町内のほぼ全域で、年間を通じて発生しており、露地果樹の不知火や早生温州みかんにおいて12月～2月に発生している。本町では、ブリ養殖用の餌や畜産関係の飼料を狙ってくる傾向にある。他にも、4月～5月のさつまいもの植え付け時期に苗を引き抜く等の被害も目立つ。

③ヒヨドリ

寒い時期に飛来する傾向にあり、被害発生の多少は年度によって異なるが、昨年度は、果樹・野菜等に多大な被害発生があった。

(3) 被害の軽減目標

	指標	現状値 (平成22年度)	目標値 (平成25年度)
イノシシ	被害金額	409 万円	286 万円
	被害面積	26 ha	18 ha
カラス	被害金額	249 万円	174 万円
	被害面積	16 ha	11 ha
ヒヨドリ	被害金額	902 万円	631 万円
	被害面積	23 ha	16 ha
ノウサギ	被害金額	23 万円	16 万円
	被害面積	7 ha	5 ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>交付金を活用して、捕獲機材を導入し、猟友会会員による捕獲を行っている。</p>	<p>捕獲檻及び実動する猟友会会員の絶対数及び担い手が不足しているため、国庫事業等を活用した捕獲機材の導入、鳥獣被害対策実施隊の設置検討が必要である。</p> <p>また、捕獲したイノシシの食肉としての活用が課題である。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>電気柵等の設置や猟友会の追い払い活動により、イノシシの侵入防止を行っている。</p>	<p>水田、畑地では防護柵設置によりイノシシの侵入防止がある程度、図られると思われるが、これまで被害が発生していなかった地域への侵入が懸念される。</p> <p>また、イノシシについては、山沿いの耕作放棄地からの侵入が多いことから、残さの餌付け防止や雑草等の刈払いについて、住民への啓発活動が課題である。</p>

(5) 今後の取組方針

- ①町内各地域の意識改革による被害防止体制の確立。
- ②関係機関と連携し、現地確認による鳥獣の生息状況の把握。
- ③農業従事者への聞き取り等により、広報等による効果的な被害防止対策の周知・徹底。
- ④鳥獣被害対策実施隊の設置についての検討や捕獲機材の導入などの取組を一体的に実施し、本町農林水産業の振興に資する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

現在本町にいる有害鳥獣捕獲隊員については、狩猟免許を持って、毎年の狩猟登録を更新している者でないと狩猟できない。(東猟友会・長島猟友会)
狩猟者団体への委託等により、毎朝の捕獲檻の点検日誌をつけ、状況把握等をしてしながら捕獲体制に取り組む。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
平成23年度	イノシシ カラス ヒヨドリ	有害鳥獣の捕獲機材(捕獲檻)の導入を進めるとともに狩猟者の確保・育成のための研修会等を実施する。
平成24年度	イノシシ カラス ヒヨドリ	有害鳥獣の捕獲機材(捕獲檻)の導入を進めるとともに狩猟者の確保・育成のための研修会等を実施する。
平成25年度	イノシシ カラス ヒヨドリ	有害鳥獣の捕獲機材(捕獲檻)の導入を進めるとともに狩猟者の確保・育成のための研修会等を実施する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>①イノシシ 本町のイノシシの捕獲頭数は、出水郡区の半数以上の実績(H20:531頭, H21:555頭, H22:764頭)で捕獲従事者は、銃器15人、わな42人により捕獲を行っている。 法人捕獲は、年6回、捕獲依頼書を受けて捕獲を実施することから、捕獲計画数は、過去の捕獲実績により、目標を年間850頭に設定している。</p> <p>②カラス 近年、カラスによる被害が柑橘類や畜産飼料及びブリ等養殖飼料で発生しており、被害が深刻になっている。また、それに伴い、捕獲数も増加(H20:8羽, H21:46羽, H22:3,541羽)しており、捕獲従事者は、銃器15人、わな39人で捕獲を行っている。法人捕獲は、年間5,000羽を設定している。</p> <p>③ヒヨドリ ヒヨドリの被害については、柑橘類及び野菜で発生しているが、隔年で飛来数が相違していることから、予想が困難な状況にある。 法人捕獲は、銃器15人で年間3,000羽を設定している。</p>

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	23年度	24年度	25年度
イノシシ	850頭	850頭	850頭
カラス	5,000羽	5,000羽	5,000羽
ヒヨドリ	3,000羽	3,000羽	3,000羽

捕獲等の取組内容
<p>有害鳥獣捕獲は、被害が発生しており、原則として被害防止対策によっても被害が防止できないと認められるときに行うこととなっている。</p> <p>有害鳥獣は年間(4月1日～翌年3月31日)の被害予察に基づき、被害の都度、イノシシは原則として60日以内、カラス・ヒヨドリは原則として30日で捕獲指示・許可期間を設定しており、銃器・わなを用いて法人捕獲及び一般捕獲を実施する。対象区域は長島町全域である。</p>

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
長島町全域	該当なし

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画(添付資料有り)

対象鳥獣	整備内容		
	23年度	24年度	25年度
イノシシ	電気柵 5,000m 侵入防止柵 15,000m	電気柵 5,000m 侵入防止柵 7,000m	電気柵 5,000m

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
平成23年度	イノシシ カラス ヒヨドリ	有害鳥獣の捕獲機材(捕獲檻・電気柵等)の導入を進めるとともに狩猟者の確保・育成のための研修会等を実施する。 また、防止関係では、無意識にやっていた放任果樹や野菜残さの餌付けを止めるよう、各地域の共同認識により鳥獣を農地に寄せ付けない環境づくりに努める。
平成24年度	イノシシ カラス ヒヨドリ	有害鳥獣の捕獲機材(捕獲檻、電気柵等)の導入を進めるとともに、狩猟者の確保・育成のための研修会等を実施する。
平成25年度	イノシシ カラス ヒヨドリ	有害鳥獣の捕獲機材(捕獲檻・電気柵等)の導入を進めるとともに、狩猟者の確保・育成のための研修会等を実施する。

5. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	長島町有害鳥獣捕獲対策協議会
構成機関の名称	役割
長島町	協議会の事務局を担当し、連絡・調整を行う。
鹿児島いずみ農業協同組合	農家に対する被害対策の情報提供。
東町漁業協同組合	漁業者に対する被害対策の情報提供。
長島地区森林組合	林業家に対する被害対策の情報提供。
長島町農業委員会	県有林及び有害鳥獣に関する情報の提供。
長島町自治公民館連絡協議会	農家に対する被害対策の情報提供。
阿久根警察署	銃器使用に係る狩猟者への指導を行う。
北薩地域振興局農林水産部 農政普及課	有害鳥獣関連の被害防止技術の情報提供。
長島町鳥獣保護員	有害鳥獣関連の情報提供と鳥獣の保護に関する業務を行う。
長島猟友会	農家への有害鳥獣関連の情報提供と捕獲の実施を行う。
東猟友会	農家への有害鳥獣関連の情報提供と捕獲の実施を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
国(農林水産省)	農作物野生鳥獣被害対策において、地域における被害防止対策等の実施に際し、アドバイザー関係機関連絡先の紹介等を行う。
鹿児島県	有害鳥獣関連情報及び被害防止対策・技術の情報提供等、その他必要な連携を図る。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

長島町有害鳥獣捕獲対策協議会で、被害防除・捕獲等の役割について協議し、鳥獣被害対策実施隊の設置について検討する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

本町は鳥獣による被害防止のため、長島町有害鳥獣捕獲対策協議会と連携して、被害防止の計画立案、被害防止対策の実施・指導及び被害実態・出没状況の調査等を実施する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した対象鳥獣は、長島町有害鳥獣捕獲対策協議会へ捕獲した情報を報告するとともに、捕獲後速やかに埋設処理を行うこととするが、イノシシについては、長島町有害鳥獣捕獲対策協議会において、食肉の利活用について検討する。

7. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

農業従事者と連携し、現地確認研修が必要と思われる。

